

ご家族のみなさんは
こんな悩みがありませんか…



「障がいのある家族を家に残して入院しなければならなくな
った…」

「介護施設に入所することになったので、障がいのある家族
の面倒がみられなくなる…」

緊急時の支援が必要な方へ

介護者の急病等により介護者が不在になるなど、やむを得
ない理由により、障がいをお持ちの方が居宅で生活すること
が急遽できなくなったときに、緊急的に支援します。

緊急で一時入所等の支援が必要な場合に、最大7日間、短
期入所施設等が利用できるように支援します。

「緊急時の 安心のために。」



～ お問い合わせ ～

加茂市健康福祉課障がい支援係
☎ 0256-52-0080（内線 172・174）
田上町保健福祉課福祉係
☎ 0256-57-6112

障がい者緊急時支援 （パンフレット）



加茂市・田上町

加茂市健康福祉課障がい支援係
田上町保健福祉課福祉係



安心のための登録が必要です

対象となる方で、事前に登録をしていただいた方は、必要な情報を地域の支援機関と共有して、障がいのある方が地域で暮らせるように関係機関が協力します。

登録できる方（対象者）について

- ・支援の度合いが高い単身世帯の障がいのある方（または単身世帯に準ずる障がいのある方）
- ・障がいの状況や特性から必要性が認められる方

※宿泊型自立訓練や共同生活援助（グループホーム）の支給決定を受けている方は除きます。

登録の方法

- ①対象の方へ、担当の相談支援専門員が制度の内容を説明します。
- ②制度を理解して賛同する方は市・町へ登録申請をしてください。
- ③市・町が登録の決定に関する通知をします。
- ④登録完了

○登録が完了したら、必要に応じて受入れ予定事業所の見学や体験利用をしましょう。

緊急のときにどうなるの？

緊急時には次の流れに沿って支援が行われます。

- ①登録決定通知書記載の連絡先に電話等で連絡します。
- ②状況を支援者（相談員等）が確認します。
- ③支援者・関係機関で対応を検討します。
- ④緊急短期入所として利用開始（最大 7 日間）

☆短期入所での入所後について

緊急短期入所期間中にその後の支援についてご本人・支援者・関係機関で相談します。

どこに短期入所するの？（参考）R3.0月0日現在

加茂市内

身体障がい・難病の方：第二平成園
知的障がい・精神障がいの方：いんくる（R5 年～）

田上町内

身体障がい・難病の方：たがみの里
知的障がい・精神障がいの方：たけこの郷

*必ずこれらの事業所に決定される訳ではありません。
それぞれの特性やサービスの利用状況等により、事業所を選びます。